

**別紙 被扶養者認定に必要な添付書類**

■「被扶養者申告書」に次の書類を添付して所属所窓口を経由して共済組合へ提出してください。

- 収入を証明する書類（市町村が証明する課税所得証明書、所得証明書、課税証明書、非課税証明書、非課税証明書、県民税の税額通知書（長の公印があり、かつ、給与収入のみのものは可。その他所得計の欄に記載があるものは不可。）又は確定申告書いずれかの控え（税務署の確認印のあるもの）  
（認定対象者が18歳以上の場合必ず添付してください。ただし対象者が学生の場合は学生証の写し。また海外在住等で添付できない場合、パスポート出入国欄と氏名記載欄の写しでも可）
- 認定対象者に配偶者がいる場合は、その配偶者の収入を証明する書類（配偶者の認定時は必要ありません。）
- 扶養の優先順位で収入比較により判断する必要がある場合、比較する者の収入を証明する書類と組合員がその額を上回ることが確認できる書類（添付書類一覧表（フローチャート用）の4及び5を参照）
- 住民票（同居が条件の者以外については、届書に所属所長の確認印でこれに代えることができます。）（※世帯全員記載分）

平成29年4月1日現在

		18歳以上の子		配偶者	父母	義父母	その他家族	
		学生の場合	その他の場合					
		※ 現況届の提出が必要						
		戸籍謄本(写)が必ず必要となりますが、届書に所属所長の確認印の押印でこれに代えることができます。						
同居	収入なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生証の写し又は在学証明書</li> <li>※ 学生とは、大学生・大学院生・専門学校生・予備校生等を指します。</li> <li>● 配偶者の連れ子の場合 ⇒ 認定対象者の戸籍謄本と世帯全体の住民票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子供の離婚により面倒をみるようになった場合 ⇒ 離婚の事実がわかる書類</li> <li>● 退職した人 ⇒ 退職日が確認できる書類・「退職証明書」・「退職時の源泉徴収票」など</li> <li>● 病高等で退職し失業保険を受給延長する人 ⇒ 「備考」欄にその旨を記載</li> <li>● 退職して失業保険を受給終了した人 ⇒ 「雇用保険受給資格者証」の受給終了の印字のあるもの</li> <li>● 退職して失業保険を受給しない人 ⇒ 「離職票1及び2」(原本)又は「離職票を発行していない証明書」</li> <li>● 自営業をやめた人 ⇒ 「廃業証明書」又は「廃業届」(税務署の受理印があるもの)</li> <li>● 退職した会社で雇用保険未加入の人 ⇒ 退職証明書+「備考」欄にその旨を明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内縁関係の場合 ⇒ 認定対象者、被保険者双方の戸籍謄(抄)本及び住民票</li> </ul>	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左	⇒ 同左
	収入あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生証又は在学証明書</li> <li>※ 学生とは、大学生・大学院生・専門学校生・予備校生等を指します。</li> <li>※ 学生の子供については、収入証明の提出は不要ですが、アルバイト他の収入が月額108,334円以上(年収130万円以上)の場合は申告により扶養削除となります。</li> </ul>	※収入を証明する書類だけでは直近の収入が判断できない場合※					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与収入(パート・アルバイトも含む。)</li> <li>⇒ 前年の給与実績が下がったが、新しい所得証明が発行されるまでの場合 ⇒ 「源泉徴収票」(2か所以上の収入がある場合はそのすべて)</li> <li>⇒ 転職・契約変更等により収入額の減額が見込まれる場合 ⇒ 「労働契約書」を基本としますが、労働契約書がない場合に限り「給与明細書」(直近の連続する3か月分)又は先行き1年間の収入見込証明。 (※賞与・通勤交通費等の支給がある場合はその証明書も添付)</li> <li>● 年金収入 ⇒ 「年金振込通知書」、「年金支払通知書」又は「源泉徴収票」。申請の場合は年金試算書でも構いません。 (※ハガキは表裏両面をコピー)</li> <li>(※年金の種類は、公的年金(国民・厚生・共済)の老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金や恩給、企業年金(適格退職年金・厚生年金基金・自社年金・生命保険などの私的年金)等、すべてをいいます。)</li> <li>● 配当所得 ⇒ 「確定申告書」</li> <li>● 雑所得(原稿料・印税・講演料等) ⇒ 「確定申告書」又は「源泉徴収票」</li> <li>● 健康保険・雇用保険の傷病手当金 ⇒ 「支給決定通知書等金額を証明する書類」 (*注意*)給与と年金など複数の収入がある場合はすべての書類が必要です。</li> </ul>						
		※ 現況届の提出が必要						
		戸籍謄本(写)が必ず必要となりますが、届書に所属所長の確認印の押印でこれに代えることができます。						
別居	収入なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生証又は在学証明書</li> <li>※ 学生とは、大学生・大学院生・専門学校生・予備校生等を指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記「同居収入なし」欄と同じ書類 ⇒ 同左</li> </ul>	⇒ 同左	⇒ 同左	*** 認定できません。 ***	※同居が認定の条件でない者 ● 上記「同居収入なし」欄と同じ書類	
	収入あり		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記「同居収入あり」欄と同じ書類 ⇒ 同左</li> </ul>	⇒ 同左	⇒ 同左		※同居が認定の条件でない者 ● 上記「同居収入あり」欄と同じ書類	

★注意事項★

- 扶養対象者に扶養手当が支給される場合、扶養認定に関する書類の添付を省略することができる。ただし、認定日を特定するための書類はその限りではありません。
- 都市共済短期給付内で事実が確認できる事項については添付書類を省略することができます。この場合、備考欄に従前の記号・番号、理由等を明記してください。
- 添付書類は直近のものを提出してください。すべて「写」で構いません。(市町村・県民税の税額通知書は毎年6月1日から、所得証明書等は毎年7月1日から新年度分で提出してください。)
- 配偶者を申請する場合は、基礎年金番号のわかるもの「年金手帳(写)」を添付してください。(20歳以上、60歳未満の者)
- 夫婦共同扶養の場合は、配偶者の収入を証明する書類の提出が必要です。(配偶者がいない場合は不要。備考欄に「未婚」「離婚」「死別」等を明記してください。)(不明の場合は「失踪申告申立書提出」・「捜索願提出」を明記してください。)
- 扶養認定時において、すでに扶養の優先順位で収入比較による判断がされている場合は(次男出生時に長男がすでに認定されている等)、収入比較をする書類の添付を省略することができます。
- 認定対象者の配偶者の収入を証明する書類が必要な場合で、配偶者がいない方は不要です。理由欄に「未婚」「離婚」「死別」等を明記してください。また、不明の場合は「失踪申告申立書提出」・「捜索願提出」と明記してください。
- 外国人登録の方は、戸籍謄本を「在留カードの写し」又は「特別永住者証明書の写し」とすることができます。
- 上記以外の事例については組合事務局までお問い合わせください。